

令和3年6月3日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第100号：新型コロナウイルス対策高等委員会の新たな措置等）

【ポイント】

○新型コロナウイルス対策高等委員会は、新たな措置を発表しました。

○オマーン保健省は、6月中に毎週20万回分、計約125万回分のワクチンを受領予定であると発表しました。

【本文】

1 6月2日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、新たな措置を決定、発表しました。

（1）収容人数100名以上のモスクについて、1日5回の礼拝時に限定し再開を認める（金曜日の礼拝は認めない）。

（2）午後8時から午前4時までの商業活動の禁止措置を解除する。商業活動の再開においては、商業施設及び飲食店において収容人数を定員の50パーセント以内とする措置を遵守する。また、12歳未満の子供の商業施設への立ち入り制限を解除する。

（3）展示会、結婚式及び類似する集団での活動について、収容人数を定員の30パーセント未満、最大300名を条件に認める。会場では感染予防措置を徹底する。

（4）オマーン人及びオマーンに居住するGCC国民は、日常業務を遂行するためにオマーンとGCC諸国との国境を越えた移動を許可する（それぞれの勤務地から委託された任務の証明を提示する必要がある）。

（5）感染予防策を徹底した上で、海岸及び公園への立ち入りを認める（集団活動は認めない）。

（6）感染予防策を徹底した上で、屋外で実施する団体でのスポーツの再開を認める。

（7）運動施設について、収容人数を定員の50パーセント以下とすることを条件に再開を認める。

（8）プール、体育館及び宿泊施設のジムについて、利用者を住人及び会員証所有者に限定して再開を認める。

（9）すでにオマーンへの入国が禁止されている12か国（スーダン、ブラジル、ナイジェリア、タンザニア、シエラレオネ、エチオピア、英国、インド、パキスタン、バングラデシュ、エジプト及びフィリピン）について、追って通知があるまで入国禁止措置を継続する。新たにタイ、マレーシア及びベトナムを禁止国に追加し（過去14日以内の経路も含む）、6月5日（土）午後2時から追って通知があるまで入国禁止とする。オマーン国民はこれらの国への渡航は控えるよう求める。

2 6月1日、オマーン保健省は、6月中に毎週20万回分、計約125万回分（約110万回分がファイザー製、約15万回分がアストラゼネカ製）のワクチンを受領予定であるとし、今後のワクチン接種計画について、すでに開始している一般教育修了資格（GED：General Education Diploma）試験受験者及びその関係者への接種

に続く新たな対象者を以下のとおり発表しました。将来的には人口の70パーセントに相当する12歳以上の全対象者へのワクチン接種を目指しています。

(1) 未接種の民間の医療従事者、基本的サービス従事者、軍及び行政機関の職員

(2) 45歳以上の者(6月第3週から開始)。すでに1回目を接種済みであり10週間経過している者に対しては、6月中に2回目の接種を実施。

(3) 高等教育・科学研究・技術革新省傘下の高等教育機関に在籍する学生

3 5月30～6月3日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、5月27日に847件、28日735件、29日に817件、30日に1,041件、31日に1,047件、1日に1,258件、2日に1,173件の新規感染を記録し、2日までの累積感染症例数は220,702件(死亡件数は2,385件、治癒件数は202,021件、治癒率91.5%)、2日の入院件数は871件(新規140件、ICU264件)です。

6月2日、オマーン保健大臣は、オマーンにおけるコロナ感染者数がラマダン明けのイード・アル・フィットル以前に比べ増加していることを認めましたが、増加は一時的なものであるとし、引き続き感染防止に伴う遵守事項の徹底を求めました。また、新型コロナウイルス対策高等委員会の決定によって再開された活動も、予防策が徹底されていないことが確認されれば再度閉鎖される可能性があるかと加えました。

4 オマーン空港のホームページにおいて、オマーン入国時の要件や手続き等が掲載されておりますので、以下リンクをご参照下さい。

<https://www.omanairports.co.om/news/en/update-on-travel-restrictions-related-to-covid-19/>

5 オマーン保健省は、(1)2月9日のツイッターでオマーン入国者の空港到着時、(2)同10日にはオマーン入国者以外のPCR検査陽性者及び同陽性者との濃厚接触者の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。

(1) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359037274760114179/photo/1>

(2) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359364175961747459/photo/1>

6 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに(公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル)、十分な感染予防に引き続き努めてください。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、Way No. 3011、Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、Shati Al-Qurum

－電話：(+968) 24601028

－FAX：(+968) 24698720

ーホームページ : https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>